

二本松市樹木粉碎機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の放置樹木の拡大抑制並びに森林環境の保全を図ることを目的に、市が所有する樹木粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 粉碎機の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市内の山林や竹林等の整備を行うものとする。

- (1) 行政区、町内会又は自治会
- (2) 農地維持活動団体
- (3) 森林環境ボランティア団体
- (4) その他市長が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、個人又は営利を目的とした使用に対する貸出しは行わないものとする。

(申請)

第3条 粉碎機の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、樹木粉碎機借用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、使用日の90日前の日から7日前の日（その日が二本松市の休日を定める条例（平成17年二本松市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までの間に、市長に提出しなければならない。

2 同一申請者への貸出しは、同一年度内1回限りとする。ただし、他に貸出予定がない場合はこの限りでない。

(承認)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、樹木粉碎機借用承認書（第1号様式）により、粉碎機の貸出しを承認するものとする。

(貸出方法)

第5条 市長は、市が指定した日時及び場所において、前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）に、粉碎機を貸出すものとする。

(許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消し、又は粉碎機の返却を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 第10条に規定する事項に違反したとき。

(使用料及び費用負担)

第7条 粉砕機の使用料は無料とする。ただし、貸出期間中における粉砕機の燃料、運搬、その他稼働に要する一切の費用は、使用者が負担するものとする。

(貸出期間及び返却等)

第8条 粉砕機の貸出期間は、貸出し日から起算して14日以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 粉砕機の貸出し及び返却の日時は、貸出期間内における、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

3 使用者は、粉砕機の使用を終了したときは、粉砕機の清掃及び点検を行い、燃料を補充した後、樹木粉砕機使用報告書(第2号様式)に必要な書類を添えて速やかに返却し、市の確認を受けなければならない。

4 前項の規定による点検の結果、是正が必要と判断された場合は、使用者は、市の指示に従い是正しなければならないものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用者は、第1条の目的以外に粉砕機を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉砕機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。

(2) 粉砕機を営利目的で使用しないこと。

(3) 粉砕機の騒音及び振動並びに粉砕物の散乱に十分配慮すること。

(4) 粉砕機に異常がある場合は、市に報告し、その指示に従うこと。

(5) 粉砕機の作業対象となる樹木は市内に植生するものに限り、該当する樹木の所有者及び作業場所の所有者の承諾を得て使用すること。

(貸出しの中止)

第11条 故障等により、粉砕機が使用できない場合は、貸出しを中止するものとする。

この場合において、中止に伴い生じた使用者の損害等については、市は、これを補償しないものとする。

(事故等の報告及び賠償責任)

第12条 使用者は、貸出期間中に粉砕機の破損若しくは滅失又は第三者に損害を与える等の事故(以下「事故等」という。)が発生したときは、速やかに樹木粉砕機使用事故等報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に報告するものとする。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により粉砕機を損傷し、又は滅失したときは、

これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

第1号様式（第3条及び第4条関係）

樹木粉砕機借用承認申請書（承認書）

年 月 日

二本松市長

（申請者）団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

樹木粉砕機を借用したいので、二本松市樹木粉砕機貸出要綱第3条の規定により申請します。

借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
使用場所	二本松市	
保管場所	二本松市	
現場責任者	住所	
	氏名	電話番号
借用機械	<input type="checkbox"/> 樹木粉砕機 (型式 規格 基) <input type="checkbox"/> 附属品 ()	
承認年月日	上記のとおり承認します。 年 月 日 二本松市長 印	
承認条件等		

※添付書類：使用場所及び保管場所の位置図

(裏面)

樹木粉碎機貸出条件

- 1 二本松市樹木粉碎機貸出要綱や他の法令に違反することのないように使用すること。
- 2 粉碎機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、使用者において損害保険に加入するよう努めること。
- 4 粉碎機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、動作音や粉碎物等による周辺環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 粉碎機は取扱説明書を確認し、操作方法を遵守のうえ慎重かつ丁寧に扱うこと。
- 6 粉碎機を使用する際は、毎回作業前と終了後の清掃点検を行い、返却時には樹木粉碎機使用報告書(第2号様式)を提出すること。
- 7 粉碎機に故障等異常が認められたとき、又は破損や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、市へ報告のうえ指示を受けること。
- 8 粉碎機の借用期間中に、破損若しくは滅失又は第三者に損害を与える等の事故が発生したときは、誠意を持って対処し、その損害を賠償すること
- 9 粉碎機で樹木以外のものを粉碎しないこと。また、樹木に付着している土石や異物等を除去してから処理すること。
- 10 樹木は規定の直径以下のものを1本ずつ挿入すること。
- 11 雨の日の使用は、粉碎した樹木がスクリーンに詰まりやすくなるため、正常に排出されているか確認しながら使用すること。
- 12 粉碎機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜や障害物がある場合は無理な走行をさせないこと。
- 13 車への積込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 14 粉碎機の燃料、運搬、その他稼働に要する一切の費用は、使用者が負担すること。
なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
- 15 粉碎機を返却する際は、市の指定する場所に返却し、市の確認を受けること。

第2号様式（第8条関係）

樹木粉砕機使用報告書

年 月 日

二本松市長

(使用者) 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

樹木粉砕機を次のとおり使用したので、二本松市樹木粉砕機貸出要綱第8条の規定により報告します。

借 用 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
稼 働 日 数	延べ 日間	稼働時間	延べ 時間
使 用 場 所	二本松市		
事 故 発 生 状 況	有 ・ 無		
破 砕 材 活 用 状 況	なし ・ 燃料 ・ 堆肥 ・ 土壌改良材 ・ 敷材 ・ 防草材 その他 ()		
そ の 他 報 告 事 項			

機 械 点 検 項 目 (※市の確認欄)	点 検 箇 所	点 検 内 容	確 認 欄
	動 力 装 置	正常に作動する	良 ・ 否
	粉 砕 装 置	正常に作動する	良 ・ 否
	走 行 装 置	正常に作動する	良 ・ 否
	本 体 外 観	傷や変形の有無	無 ・ 有
	燃 料	補充状況	済 ・ 未
	清 掃	清掃状況	済 ・ 未
	附 属 品	返却状況	有 ・ 無
	返却確認日 及び確認者	年 月 日 ()	

※添付書類：施工場所の施工前、竣工写真

第3号様式（第12条関係）

樹木粉砕機使用事故等報告書

年 月 日

二本松市長

(使用者) 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

樹木粉砕機の使用中に事故等が発生したため、二本松市樹木粉砕機貸出要綱第12条の規定により次のとおり報告します。

事故等発生日	年 月 日 () 時 分 (天候:)	
事 故 等 発 生 場 所	二本松市	
事故等発生時 の操作者	住 所	
	氏 名	電話番号
事故等の種類	転倒・転落・火災・衝突（接触）・死傷・その他 ()	
被 害 の 程 度	物的	
	人的	
事故等の原因		
事故等発生時 の状況		
事故等発生時 の措置		

※添付書類：事故等発生場所の位置図、現場状況・破損箇所の分かる写真